

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

平成二十二年三月一十五日

佐賀県知事　古川康

## ◎佐賀県条例第十五号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「登録」の下に「（以下「登録」という。）」を加える。

第四条中「する者」の下に「（以下「登録申請者」という。）」を加え、同条に次の一号を加える。

### 六 その他規則で定める事項

第五条第一項を次のように改める。

知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を木材業者及び製材業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一号から第五号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

第五条第二項中「前項の」を削る。

第十一条を第十三条とする。

第十条第三号中「第九条」を「第十一條」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（登録の取消し）

第九条 知事は、木材業者又は製材業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により登録を受けたとき。

二 第六条第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（登録の拒否）

第六条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録

申請書のうちに虚偽の記載があると認めたときは、登録を拒否しなければならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第三号において「暴力団員等」という。）

二 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日前にされたこの条例による改正前の佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の登録の申請であつて、この条例の施行の際登録又は登録の拒否の処分がされていないものについての登録又は登録の拒否の処分については、この条例による改正後の佐賀県木材業者及び製材業者登録条例第六条の規定（同条第一項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）は、適用しない。

3 平成二十一年度に旧条例第三条第一項の規定による登録を受けた者に係る当該登録の有効期限は、旧条例第三条第二項の規定にかかわらず、平成二十二年四月三十日までとする。

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(登録の義務)	改 正 後	(登録の義務)	改 正 前
<b>第三条 略</b>		<b>第三条 略</b>	
2 前項の登録(以下「登録」という。)の有効期限は、毎年三月三十一日までとする。		2 前項の登録の有効期限は、毎年三月三十日までとする。	
(登録の申請)		(登録の申請)	
<b>第四条 登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、左の事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</b>		<b>第四条 登録を受けようとする者は、左の事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</b>	
一～五 略		一～五 略	
<b>六 その他規則で定める事項</b>			
(登録)		(登録)	
<b>第五条 知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を木材業者及び製材業者登録簿に登録しなければならない。</b>		<b>第五条 登録の申請があつた場合において、知事は、当該申請書に虚偽の記載があると認めたときを除く外は登録をしなければならない。</b>	
一 前条第一号から第五号までに掲げる事項			
二 登録年月日及び登録番号			
2 知事は、登録をしたときは、その旨を告示するとともに登録証を本人に交付しなければならない。		2 知事は、前項の登録をしたときは、その旨を告示するとともに登録証を本人に交付しなければならない。	
3 略		3 略	
(登録の拒否)			
<b>第六条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書のうちに虚偽の記載があると認めたときは、登録を拒否しなければならない。</b>			
一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)			
第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経			

改 正 後	改 正 前
<p>過しない者（第三号において「暴力団員等」という。）</p> <p>二 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの</p> <p>三 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。</p>	
<p>第七条・第八条 略</p> <p>（登録の取消し）</p>	<p>第六条・第七条 略</p>
<p>第九条 知事は、木材業者又は製材業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。</p> <p>一 不正な手段により登録を受けたとき。</p> <p>二 第六条第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>2 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。</p>	<p>第十一条・第十二条 略</p> <p>（罰則）</p> <p>第十二条 左の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第十一条の規定による報告書を提出しない者</p>
<p>第十三条 略</p>	<p>第十四条・第十五条 略</p> <p>（罰則）</p> <p>第十四条 左の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第九条の規定による報告書を提出しない者</p>